北村委員提出資料

安全論と規制のあるべき姿(一部再掲)

- 1970年代から欧米での「技術と組織」論, 「技術と社会」論は着実に進歩. それを反映できなかった原子力界:前回の指摘
  - ◆Resilience Engineering (Hollnagel, Woods, 2004～)
    - 動的に変化する環境と目的相克下でシステムの動作維持
    - 従来の安全は未然防止に注力. それだけでは, 「万一事故起こったとき」への配慮が空洞化. 未然防止に加え緩和, 復旧を含めた安全を.
    - 事故は起こさないが, 万一起こっても対処策はある, という安全策までを視野に入れることが規制＋事業者の責任.
    - 安全性を高いレベルに維持する努力と並行してレジリエンスを高めていくことの重要性は原子力だけでなく広い技術領域で認識されている.
    - 国際的に納得を受ける説明のために, このアプローチが欠かせない.
    - レジリエンスに着目することは必然の動向

安全論と規制のあるべき姿（承前）

- 2001/9/11以降，欧米では社会のレジリエンスを高めるための企画が多面的に進行中.
  - Regional/National/International Resilienceを高める努力の重要性は自然災害，テロリズム対応などを中心として各分野で進められている.
  - 多様なステークホルダーの参画が欠かせない．行政，地域社会，企業，メディア，そしてNGO/NPOを巻き込んだ協働が進行中である.
  - Severe Accident Mitigation Alternativeなどはその一環.
  - 「原子力」に限らない社会的要請として：Critical Infrastructure Protection and Recoveryを考えるべき.
  - その際には市民，地方自治体，メディアの参画も当然必要である．.

原子力リスク論を再構築へ

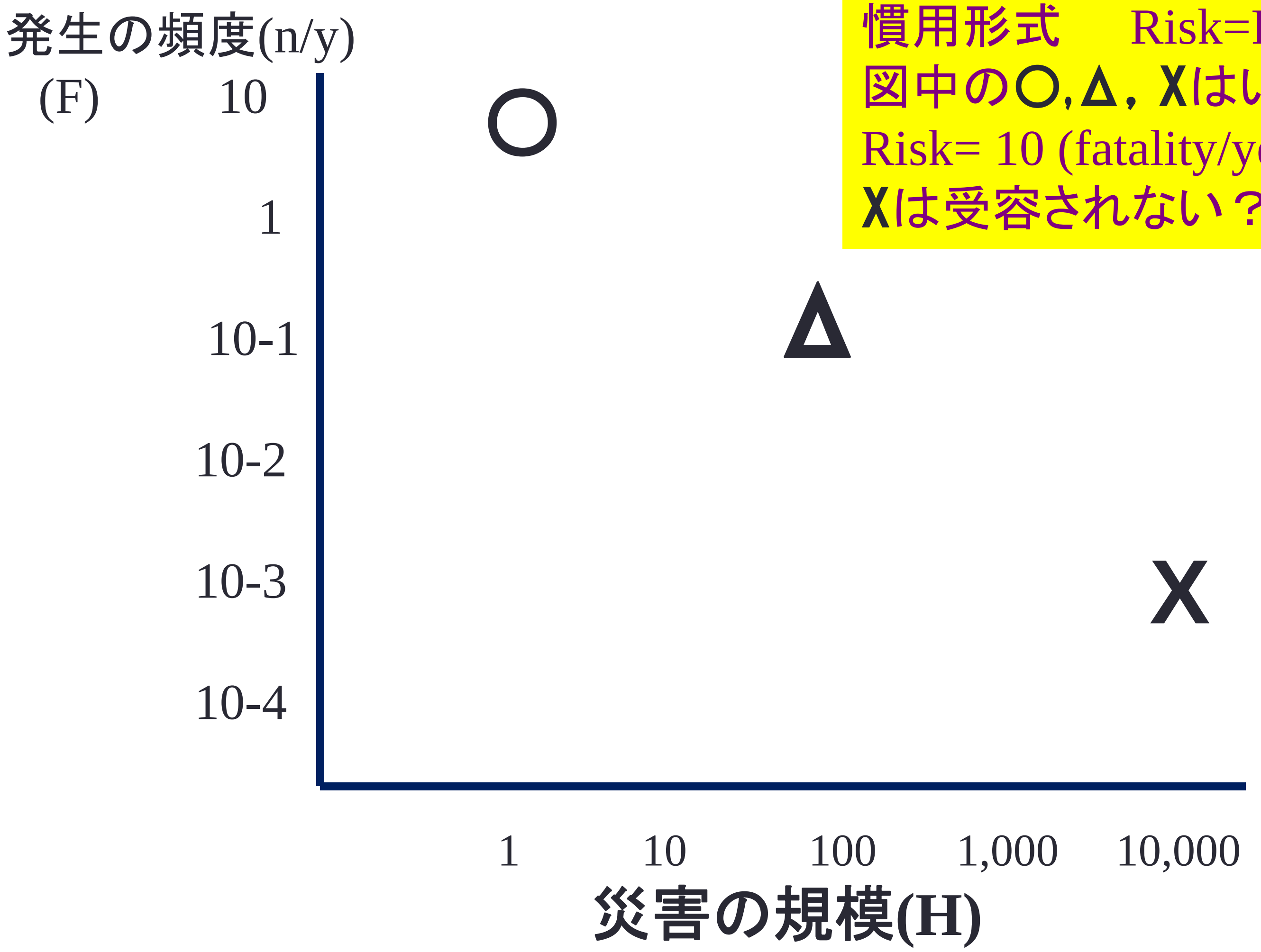

慣用形式　Risk=FXHとされる.
図中の○,Δ, Xはいずれも
Risk= 10 (fatality/year). しかし
Xは受容されない？この扱いは？

- これらのレジリエンス向上の方策を的確に反映することは原子力界だけではできない．
  - 事故発生，拡大の防止に関しては原子力内部で対応可能
  - しかし事故の影響緩和と事故後の復旧・復興までを考える際には他の行政分野や市民との連携が欠かせない．
- 欧米の目指すレジリエンス向上策に盲従する必要はない．
- しかしそのような国際的展開に原子力安全規制のあり方が無関係，無関心であってならない．
- 今回の顧問会での議論は，これらのトレンドまでを考慮して方針策定を考えることは時間的に無理がある．だからこそ，当面の案は策定するとしても，今後の見直しが必要であることを明記すべきと考える．